

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成29年度
計画主体	橋本市

橋本市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 橋本市経済推進部農林振興課
所在地 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
電話番号 0736-33-1111(内 6103)
FAX番号 0736-33-1665(33-2175)
メールアドレス nourin@city.hashimoto.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、アライグマ、カラス、カワウ、サギ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	橋本市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹、野菜、芋類、水稻	884万円 27.2ha
シカ	林産物、水稻	230万円 6.4ha
アライグマ	果樹、野菜	258万円 4.1ha
タヌキ	果樹、野菜	4万円 0.1ha
カラス	果樹	20万円 0.4ha
カワウ	アユ	44万円
サギ	アユ	44万円
計		1,484万円 38.2ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

本市における鳥獣被害は、イノシシ、シカ、アライグマ、カラス、カワウ、サギなどで、農林水産物の被害が多く、平成27年度の被害額は、1484万円となるなど深刻な問題となっている。

イノシシによる農作物や農地への被害は、以前からも顕著であり、今では人里周辺の農地にまでも被害が及んでいる。

シカについても、恋野から学文路地区まで幅広く被害が多発しており、近年では紀の川を渡り橋本市の北部地域でも被害が出始めている。

アライグマは市内全域で生息しており、住宅地近くの農地でも野菜や果樹への食害の増加が懸念されるほか、民家の屋根裏などでの生息も確認され、生活環境被害も懸念されている。

カラスは市内全域で果樹被害や生活環境被害が報告されている。

カワウ、サギによる水産物被害についても、紀ノ川においてアユの食害が増加している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
農林水産被害額	1436万円	1000万円
イノシシ	884万円	600万円
シカ	230万円	160万円
アライグマ	258万円	180万円
カラス	20万円	15万円
カワウ	44万円	30万円
サギ	44万円	30万円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>橋本市猟友会及び高野口猟友会総合分会への有害捕獲の協力により、イノシシ、シカ、アライグマ、カラス、カワウ・サギの捕獲を推進する。</p> <p>有害捕獲（イノシシ・ニホンジカ）並びにアライグマの捕獲については、国・県と市を併せて経費の助成を実施する。</p> <p>また、アライグマの捕獲檻を農家等に貸し出すとともに、効果的な捕獲を推進するため、市単独補助金によって檻の購入についても助成をする。</p> <p>捕獲後の処理については、炭酸ガスによる処分を行い、個体は廃棄物として適切に処理をする。</p>	<p>野生鳥獣による農林水産物被害は、年々増加しており深刻な状況になっている。</p> <p>近年においては、猟友会の有害捕獲者の高齢化が進み、また捕獲の担い手が減少しているため、一人一人への負担が増加している。</p> <p>今後は、新たな担い手の育成として農業者の狩猟免許の取得を推進していく必要がある。</p> <p>また、捕獲鳥獣（イノシシ、シカ等）の処理方法についても今後地域資源としての利活用や、処分方法等についての検討が必要である。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>県や市による補助金等を活用した施工量は、平成13年度から平成27年度までで総延長は160.8kmで受益面積は209.7haにのぼり、今後も効果的な柵の設置を実施する。</p>	<p>より効果的に被害軽減できる防護柵の設置方法について農家等への周知を行い、集落が一体となった有害鳥獣対策を講じていく体制作りを進めていく。 イノシシ・シカ等の被害防止対策を継続的に進めなければ、農業者の高齢化に伴う耕作意欲の衰退や、耕作放棄地が拡大することによる生息数の増加で被害が拡大するため、農業者の意識改革を含めた防護柵の設置を推進していく必要がある。</p>
----------------------	--	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

増加傾向にある被害を軽減するため、防護柵等の設置、有害鳥獣の捕獲、耕作放棄地等の適切な管理に重点をおき、周辺環境の改善をするように地域全体で取り組む必要がある。

既存の防護柵については、点検整備を促すとともに、被害地域の拡大を防止するため、周辺農地の農家に対し、被害が発生する前に防護柵を設置してより効果的な対策を行うよう指導していく。

被害が甚大な地域を中心に捕獲檻の設置を行い、有害鳥獣の効率的な捕獲を推進する。

狩猟者の高齢化を考慮し、新規の狩猟免許取得の推進を今後も継続する。

アライグマについては、特定外来生物法に基づく防除により「箱わな」による捕獲を継続し、捕獲従事者の充実のため講習会を開催し資格者を拡大して捕獲強化に努める。

そして、鳥獣被害対策は地域全体の取り組みと、一人一人の意識改革や知識と技術の向上が重要であることから、各種の啓発活動や、周辺環境の改善対策に協力していくことが必要。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

既存の猟友会による捕獲は継続していくが、狩猟者の高齢化等による担い手不足を解消するため、農業者による狩猟免許取得も推進していく。

また、鳥獣被害対策実施隊による継続的な鳥獣被害の監視及び対策に取り組み、充実した捕獲体制のもと、イノシシ・シカなどを捕獲していく。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度	イノシシ アライグマ シカ カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会との連携を強化して捕獲を行う。 ・ アライグマの捕獲檻を農家等に貸し出し、効果的に捕獲を行う。 ・ 推進協議会によってイノシシやシカなどの捕獲に必要な機材を導入し、猟友会に貸し出し地域等の要請に対処してゆく。 ・ 鳥獣被害対策実施隊が捕獲技術の向上のための研修会を開催する ・ 鳥獣被害を効果的に軽減するために捕獲を行う経費の一部を国・県・市の補助金で負担する。
30年度	イノシシ アライグマ シカ カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会との連携を強化して捕獲を行う。 ・ アライグマの捕獲檻を農家等に貸し出し、効果的に捕獲を行う。 ・ 推進協議会によってイノシシやシカなどの捕獲に必要な機材を導入し、猟友会に貸し出し地域等の要請に対処してゆく。 ・ 鳥獣被害対策実施隊が捕獲技術の向上のための研修会を開催する ・ 鳥獣被害を効果的に軽減するために捕獲を行う経費の一部を国・県・市の補助金で負担する。

31年度	イノシシ アライグマ シカ カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会との連携を強化して捕獲を行う。 ・ アライグマの捕獲檻を農家等に貸し出し、効果的に捕獲を行う。 ・ 推進協議会によってイノシシやシカなどの捕獲に必要な機材を導入し、猟友会に貸し出し地域等の要請に対処してゆく。 ・ 鳥獣被害対策実施隊が捕獲技術の向上のための研修会を開催する ・ 鳥獣被害を効果的に軽減するために捕獲を行う経費の一部を国・県・市の補助金で負担する。
------	-----------------------------------	--

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>和歌山県鳥獣保護管理事業計画や特定鳥獣保護管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施してゆく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ <p>捕獲数が激増し、出没数も増加の一途を辿っており、農地周辺以外の民家附近にも出没しており、被害拡大地域を中心に大幅な捕獲計画を行い、着実な被害軽減を目指す。</p> ・ シカ <p>山里への出没が頻繁となり、捕獲数も急激に増加していることから、個体数の激増が推察される。 ニホンジカの管理捕獲業務委託もあり、捕獲を行うことで着実な個体数減少を目指す。</p> ・ アライグマ <p>アライグマの出没は市街地周辺でも多く見られ、民家や倉庫の屋根裏などを住家とする例も見受けられるようになり、それに伴い捕獲頭数も年々増加傾向にあるので、今後も捕獲を強化していく。 また、本市では、狩猟者による有害捕獲と平行して、狩猟免許を有しない者に対しても外来生物法に基づく捕獲の資格を与え、これにより地域住民と協力しながら、「箱わな」を利用した捕獲を継続するなどして対策の強化に努めている。</p> ・ カラス <p>カラスの行動圏域を踏まえ、被害状況に応じて適切な捕獲を実施する。 捕獲効率が悪いことから、広域的な捕獲を実施する。</p>

・カウ・サギ
 カワウ・サギの行動圏域を踏まえ、被害状況に応じて適切な捕獲を実施する
 捕獲効率が悪いことから、広域的な捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	捕獲数850頭 又は 被害金額20%減	捕獲数900頭 又は 被害金額25%減	捕獲数950頭 又は 被害金額30%減
シカ	捕獲数80頭	捕獲数90頭	捕獲数100頭
アライグマ	捕獲数300匹	捕獲数330匹	捕獲数330匹
カラス	捕獲数40羽	捕獲数40羽	捕獲数40羽
カワウ	捕獲数50羽	捕獲数50羽	捕獲数50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>イノシシ・シカ等の捕獲については、従来どおりの有害捕獲を継続して行い個体数調整に取り組み、新たに被害が発生した地域には鳥獣被害対策実施隊により被害状況を調べたうえで、「わな」等を使用して適切な場所で捕獲を行う。</p> <p>アライグマについては、捕獲従事者の充実に努め、より効率のよい捕獲体制を整える。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
被害の防止として、わな又はライフル銃以外での狩猟を基本として捕獲を実施しているが、被害は年々増加傾向にあり、イノシシ・シカの大型獣類の時には、わな猟では困難な場合、射程が長く殺傷能力の高いライフル銃を使用する。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲済）

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イシ、シカ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵 (延長15,000m) ・ ワイヤメッシュ 及びネット柵 (延長10,000m) ・ 受益面積 25ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵 (延長15,000m) ・ ワイヤメッシュ 及びネット柵 (延長10,000m) ・ 受益面積 25ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵 (延長15,000m) ・ ワイヤメッシュ 及びネット柵 (延長10,000m) ・ 受益面積 25ha

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度	イシ アライグマ シカ・カラス	<p>広報紙掲載による住民への啓発や、中山間地域等の農業集落等に対しての耕作放棄地や里山等の草刈りの徹底指導および、狩猟免許の取得呼びかけや、アライグマ防除安全講習会への参加募集を行う。</p> <p>捕獲檻の貸し出しによる捕獲の推進や耕作放棄地を少なくすることによる野生鳥獣に対する抑制効果を検証する。</p>
30年度	イシ アライグマ シカ・カラス	<p>広報紙掲載による住民への啓発や、中山間地域等の農業集落等に対しての耕作放棄地や里山等の草刈りの徹底指導および、狩猟免許の取得呼びかけや、アライグマ防除安全講習会への参加募集を行う。</p> <p>捕獲檻の貸し出しによる捕獲の推進や耕作放棄地を少なくすることによる野生鳥獣に対する抑制効果を検証する。</p>
31年度	イシ アライグマ シカ・カラス	<p>広報紙掲載による住民への啓発や、中山間地域等の農業集落等に対しての耕作放棄地や里山等の草刈りの徹底指導および、狩猟免許の取得呼びかけや、アライグマ防除安全講習会への参加募集を行う。</p> <p>捕獲檻の貸し出しによる捕獲の推進や耕作放棄地を少なくすることによる野生鳥獣に対する抑制効果を検証する。</p>

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

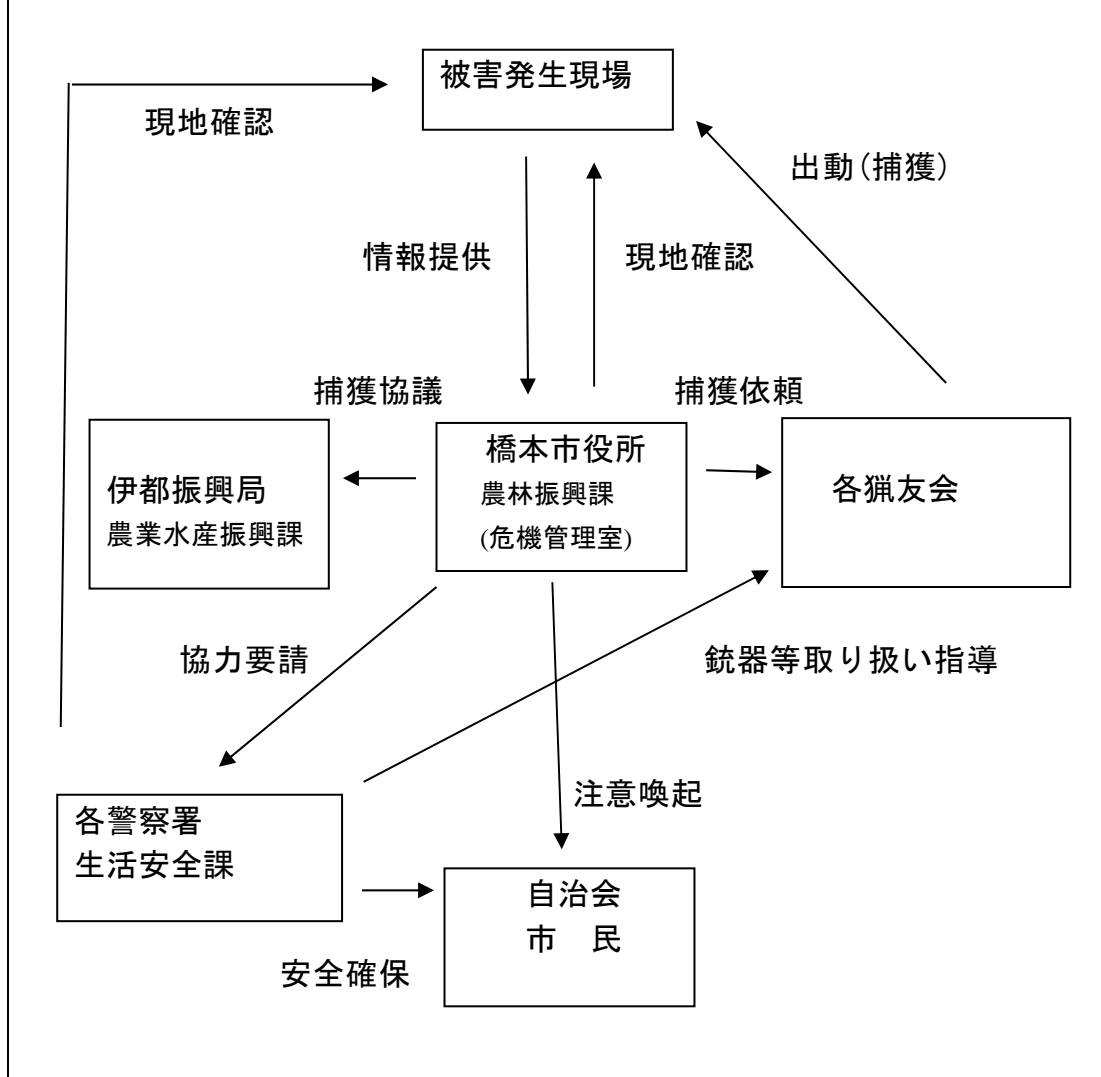
関係機関等の名称	役割
橋本市経済推進部 農林振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・防災無線、広報車による注意喚起 ・橋本市猟友会、高野口猟友会総合分会への出動協力要請 ・橋本警察署、かつらぎ警察署への協力要請 ・自治会、市民への注意喚起 ・報道機関への情報提供

伊都振興局農林水産振興部 農業水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲についての指導・助言 ・ その他市・警察・猟友会と連携した対応
橋本警察署 かつらぎ警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地確認 ・ 銃器等の取り扱い指導、助言 ・ 報道機関への情報提供
橋本市鳥獣被害対策実施隊 (橋本市猟友会、高野口猟友会総合分会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携した追い払い ・ 警戒巡視、緊急捕獲等への対応

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

緊急事態の発生の際は、橋本市役所・伊都振興局・各警察署・各猟友会で情報を共有し、迅速に現場に集結し、現場周辺の安全を確保する。また、必要に応じて、警戒巡視、関係機関との協議による緊急的な捕獲を実施する。



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
伊都地方鳥獣被害防止対策連絡協議会 橋本市鳥獣被害防止対策推進協議会	市町村界域を超えた広域的捕獲を実施するために必要な事項を協議

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
伊都振興局 農業水産振興課 衛生環境課 農地課	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
橋本市農林振興課・かつらぎ町産業観光課・九度山町産業振興課・高野町産業観光課	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
和歌山北部農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供
紀北川上農業協同組合	防護対策の指導及び協力
地元生産者代表	耕作放棄地の適正化及び地域の点検
森林組合こうや	山林所有者への植栽被害軽減の対策及び協力依頼
和歌山県農作物鳥獣害対策アドバイザー	農作物鳥獣害防止対策についての専門的な指導
和歌山県猟友会伊都支部 橋本総合分会 高野口総合分会	有害鳥獣の捕獲の実施（銃猟・わな猟）

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

猟友会による捕獲体制は継続するが、鳥獣被害対策実施隊による農業従事者を中心とした捕獲体制の強化、技術の向上のための研修をして、各関係団体とも十分連携した被害防止体制を整備してゆく。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

橋本市鳥獣被害防止対策推進協議会が中心となり、対策を推進していくが、各種団体や中山間地域等の農業集落、自治会等においても積極的な参加を促し、集団での取組を進めてゆく。

また、広域的な取り組み体制については、伊都地方鳥獣被害防止対策連絡協議会が中心となり、対策を協議する。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、現在、捕獲現場からの持ち帰りや埋設が中心であるが、今後は処理方法のほか、鳥獣を地域資源として有効利用することを検討してゆく。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等した対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品としての利用価値を持たせるためには、厚生労働省においてガイドラインが示されているとおり、①捕獲、②運搬、③食肉処理、④加工、調理、販売、⑤消費において、適切な衛生管理のもと処理・加工して有効に利活用できるようにする必要がある。

また、食肉以外の処理の方法についても取り組む必要がある。

食肉処理施設整備計画については、捕獲頭数、販売価格、処理体制を十分検討する必要がある。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが、重要な課題であると認識している。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。